

Ⅶ 推進・体制

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性への支援施策及びDV対策を総合的に推進します。また、本計画に基づく取組の着実な実施に向け、計画の進捗状況の確認や必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

2 市町村及び関係機関との連携

(1) 市町村との連携

困難な問題を抱える女性及びDV被害者の相談・保護、更に自立に向けた切れ目のない支援体制を構築するため、市町村の役割が一層重要なものとなっていることから、あらゆる機会を捉えて市町村における取組の促進と連携強化を図っていきます。

(2) 関係機関との連携

女性相談支援センター(旧婦人相談所)及び配偶者暴力相談支援センターである女性相談センターを中心とした「女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会(旧婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会)」に加え、各圏域に設置した地域の関係機関による「圏域女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会(旧圏域女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会)」において、市町村、県保健福祉事務所、児童相談所、警察、民間支援団体などの間で困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援についての共通認識を深めるとともに、相談員への助言、情報提供等を行い、更なる連携強化を図っていきます。

特に、困難な問題を抱える女性とDV被害者の支援にきめ細かに対応しているNPO等の民間支援団体の活動は非常に重要であり、県として一層の連携を図りながら、基本計画に係る施策を推進します。

3 苦情の適切かつ迅速な処理

今後も、女性相談センターや県福祉事務所をはじめとする職員、相談員が研修に参加しやすい環境の整備に努め、更なる資質の向上を図り、苦情があった場合には、関係者間で共有し、適切かつ迅速に対応します。

また、相談業務での被害者の要求に応えられるよう、各種施策の充実に努めます。

4 指標

本計画では、次の4項目を、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標とします。

(1) 困難女性支援計画及びDV防止計画の策定市町村数

(DV防止計画:令和5年4月現在:14市10町1村)

(2) 女性相談支援員の市町村設置数(令和5年度4月現在:4市)※県で8カ所設置

(3) 配偶者暴力相談支援センターの市町村設置数(令和5年4月現在:2市) ※県で1カ所設置

(4) デートDV防止講座実施校(令和4年度:37校)

5 国・県・市町村の役割分担について

	本計画での役割
国の役割 (厚生労働省)	<p>◎「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本方針を定めます。</p> <p>◎困難な問題を抱える女性への支援に係る施策や制度の企画・立案を行います。</p> <p>◎困難な問題を抱える女性への支援に関する状況の現状や課題を分析し、より効果的な施策を展開するための調査研究や、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等に努めます。</p> <p>◎都道府県や市町村における、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、都道府県や市町村の基本計画、施策及び取組について情報提供を行う等、都道府県及び市町村に対する支援を行います。</p> <p>◎都道府県及び市町村が国の補助事業を積極的に活用して、地域のニーズに応じた施策を展開していくことができるよう、支援を行います。</p> <p>◎困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援や、女性支援を行う意向のある団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施するよう努めます。</p> <p>※困難女性支援法、基本方針に記載されている役割を抜粋</p>
国の役割 (内閣府)	<p>◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本方針を定めます。</p> <p>◎配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めます。</p> <p>◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めます。</p> <p>◎通報について、法の規定とその趣旨等を様々な機会を利用して国民への啓発に努めます。</p> <p>◎各自治体が関係機関に対して行う法定協議会の参加の呼びかけや情報共有が着実に根付くよう、関係団体へ働き掛け等に努めます。</p> <p>◎被害者支援に関する各府省の施策について、都道府県、市町村等関係機関へ情報を共有します。</p> <p>◎地方公共団体へ保護命令手続のデジタル化に関する情報を適時適切に共有します。</p> <p>◎加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進めます。</p> <p>◎民間シェルター等における被害者支援の充実に向けた取組を推進するとともに、被害者支援に関する情報やノウハウ等の共有のための民間シェルターのネットワーク強化に向けた取組の促進に努めます。</p> <p>※DV防止法、基本方針に記載されている役割を抜粋</p>
県の役割	<p>基本目標1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実</p> <p>◎市町村の配偶者暴力相談支援センター設置に関する支援を行うとともに、若年層をはじめ誰もが相談しやすい相談環境を整備します。また、関係機関の連携強化を図る対策を講じるとともに、関係機関の相談対応スキルの向上を図り、県全体の相談・保護体制の充実を図ります。</p> <p>◎県民からの通報促進のための啓発を行うとともに、医療関係者等への啓発についても宮城県医師会等と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>◎DV被害者の安全確保に関する対策の充実を図るとともに、緊急時等については、警察等と連携し、被害者の保護を行います。また、女性相談センターは、支援施策の中核として、関係機関への助言・指導を行っていきます。</p> <p>◎障害者等、特に配慮を必要とする困難な問題を抱える女性及びDV被害者については、市町村の担当部署等と連携し、各種支援に取り組んでいきます。</p>

	<p>基本目標2 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援</p> <p>◎困難な問題やDV被害を抱える母子の心のケアに関して、保護施設での支援体制を継続するとともに、退所後も、民間支援団体と連携した支援を実施していきます。また、心のケア支援に関して、関係機関に対し、技術支援を行います。</p> <p>◎住宅確保に向けた支援について制度の周知を図ります。</p> <p>◎就業の確保に向けた支援について、困難な問題を抱える女性とDV被害者へ各種支援制度の情報提供を行うとともに、就業支援に関係する機関との定期的な意見交換を行っていきます。</p> <p>◎関係機関に対し、DV被害者の安全確保に配慮されている制度の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、手続の一元化についての協力を求めていきます。</p> <p>◎司法手続に関して、無料の法律相談の実施や手続に関する支援を行っていきます。</p> <p>基本目標3 困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及びDVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保</p> <p>◎女性相談センターや県福祉事務所などDV相談機関の要保護児童対策地域協議会への参画について市町村に促し、同伴する子どもの支援の充実を図ります。</p> <p>◎DV対応職員と児童虐待対応職員の合同研修を開催し、相互理解を深め、一層の連携強化を図ります。</p> <p>◎DV被害者の同伴する子どもについて、児童相談所や学校等と連携を図り、支援を行うとともに、DV被害者のみならず子ども自身の心のケアに係る支援の充実を図ります。</p> <p>基本目標4 民間支援団体との連携・協働</p> <p>◎民間支援団体の活動について、周知・広報するとともに、その活動を支援します。</p> <p>◎民間支援団体の専門的知識を活用したきめ細やかな取組を促進し、連携して支援にあたる取組を進めます。</p> <p>基本目標5 暴力を許さない社会の形成</p> <p>◎市町村をはじめ、関係機関と連携し、各種媒体を活用して県民への意識啓発を推進します。</p> <p>また、困難な問題を抱える女性とDVに関する市町村の基本計画策定について、適切に支援します。</p> <p>◎若年層に対するDV防止についての意識啓発を更に推進していくために、学校における性教育を推進します。</p> <p>◎加害者更生に向けた取組について、国の「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」を基に県としての加害者への対応について検討していきます。</p>
市町村の役割	<p>基本目標1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実</p> <p>◎市町村における相談体制充実のため、配偶者暴力相談支援センターの設置を進めます。</p> <p>また、配偶者暴力相談支援センターが未設置の場合でも相談者に的確な情報提供や相談・支援を提供できる体制の構築が必要です。</p> <p>◎県機関や警察署等関係機関と連携し、相談や支援にあたっていく必要があります。</p> <p>◎小中学校、保育所等では、同伴する家族に対する配慮やDV加害者への対応等について理解を深め、配慮をしていく必要があります。</p> <p>◎障害者等特に配慮を要する者については、担当部署と協力し、支援にあたっていく必要があります。</p> <p>◎相談窓口の担当職員を研修会へ積極的に派遣することが必要です。</p>

基本目標2 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援

- ◎困難な問題を抱える女性とDV被害者の自立支援のため、就業をはじめ各種支援制度に関する適切な情報提供を行っていく必要があります。
- ◎市町村が実施主体となっている支援制度に関しては、手続の一元化のための方策を実施していくことが求められます。

基本目標3 困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及び DVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保

- ◎DV対応機関と児童虐待対応機関の情報共有を図り、DVや児童虐待の早期発見につなげる必要があります。
- ◎要保護児童対策地域協議会にDV相談機関の参画を求め、DV被害者や同伴する子どもの支援の充実を図る必要があります。
- ◎DV被害者の同伴する子どもについて、児童相談所や学校等と連携を図り、継続的な見守り支援を行う必要があります。

基本目標4 民間支援団体との連携・協働

- ◎民間支援団体の活動について、周知・広報するとともに、その活動を支援します。
- ◎民間支援団体の専門的知識を活用し、連携した取組を進めます。

基本目標5 暴力を許さない社会の形成

- ◎市町村におけるDV被害者支援の取組を一層推進するため、困難な問題を抱える女性とDVに関する基本計画の策定を推進します。
- ◎住民に対する意識啓発を実施するとともに、小中学校等での人権教育や性教育を推進していく必要があります。